

## 村上市かん水用機械等整備対策事業費補助金

### <目的>

渇水や異常高温にともなう農作物の干ばつ被害対策を実施する農業者等の負担軽減を図ると共に、被害を最小限にとどめて農業経営の安定化と作物の品質低下の防止を図る。

### <農業者への支援>

- ◆補助対象者・・・かん水を要する水稻、園芸作物等の農作物を作付けしている農業者・農業者等の組織する団体であること  
市税等の滞納がないこと

- (1)水稻 かん水実施必要面積が令和5年度稲作作付面積 30%以上又は 30a 以上  
(2)園芸作物 かん水実施必要面積が令和5年度園芸作物作付面積 10a 以上

- ◆対象期間・・・令和5年8月10日から令和5年9月30日まで

### ◆補助対象事業

#### 【 かん水用機械等整備対策事業 】

- 支援内容 かん水用機械等を借上げまたは購入する経費を対象とする。  
※新規購入分のみを対象とし、更新は認めない。  
※購入については、農業者個人は対象外とする。

- 補助率 1/2以内

- 確認資料 請求書、領収書、納品時の写真、使用状況が確認できる写真

補助対象品目等	上限額	
	補助対象経費①	① の場合の補助金
ポンプ車等の借上げ	17,800円/日	8,900円/日
ポンプの借上げ	3,100円/日	1,550円/日
ポンプの購入費	88,300円/台	44,150円/台
ホースの購入費	8,400円/台	4,200円/台
ポリタンク(500L以上)の購入費	27,300円/台	13,650円/台

#### 【 かん水用機械等燃料費助成事業 】

- 支援内容 かん水用機械等に要する燃料費を支援

- 補助率 1/2以内(50%)

- 確認資料 請求書、領収書、使用日時がわかる日報、使用状況が確認できる写真

裏面あり



**【申請方法】**

○申請書・・・「村上市かん水用機械等整備対策事業補助金交付申請書」

※申請書等の様式は市ホームページ又は農林水産課、各支所産業建設課で受取ることができます。

○添付書類・・・請求書、領収書のほか、各事業の確認資料を参照

○申請書提出期限・・・令和5年11月30日(木)

○申請書提出場所・・・村上市役所農林水産課 各支所産業建設課

**【お問い合わせ先】**

村上市役所	農林水産課	農業振興室	電話：0254-53-3369 (直通)
	荒川支所	産業建設課	電話：0254-62-3105 (直通)
	神林支所	産業建設課	電話：0254-66-6114 (直通)
	朝日支所	産業建設課	電話：0254-72-6883 (直通)
	山北支所	産業建設課	電話：0254-77-3115 (直通)